

製造及び自動車サービス用試験／測定機器／装置向け
dSPACE Japan 株式会社 標準約款

1. 範囲

1.1

「製造及び自動車サービス用試験／測定機器／装置向け dSPACE Japan 株式会社標準約款」は、書面において別途明示的に合意する場合を除き、当事者間で行われる取引において、dSPACE Japan 株式会社（以下「dSPACE」といいます。）が、製造及び自動車サービス用試験／測定機器及び試験装置又はそのパーツの供給に加え、それに関連するサービスについて、ハードウェア／ソフトウェア及びエンジニアリング等の形態で提供するすべての納品物、サービス及び提案（以下「計器等」と総称します。）に適用します。

1.1.1

お客様がエンドユーザーの販売代理店として計器等をエンドユーザーに転売する場合には、お客様は、予め、dSPACE の書面による同意を得るものとします。この場合において、お客様は、エンドユーザーに対して、本約款に定められた全ての義務を遵守させるものとします。

1.2

取引関係者間で継続する取引関係において、本約款は、dSPACE の計器等及び関連サービスの購入に関して締結される契約の一部を構成するものとします（dSPACE が個々の契約において本約款が含まれることを明示的に言及しなかった場合を含みます）。

1.3

本約款と異なる又は追加の条件（お客様の購入条件を含みますがこれに限りません。）は、お客様が発注に関連してそれらに言及した場合であっても、契約の一部を構成しないものとします。dSPACE が留保をすることなくサービスを提供した事実又は支払金を受領した事実を根拠としてこれと異なる解釈をすることはできません。

2. 計器等の特性

2.1

計器等は、研究開発における使用、すなわちレーダー信号発信／処理装置の計測及び試験、並びに自動車産業分野での応用を具体的な目的として開発されています。よって自動車の製造及び自動車サービスにおける計器等の使用には、細心の注意、特別な試験及びノウハウ、さらに適切なキャリブレーション、操作及び

メンテナンスが必要です。したがって、計器等の操作は、資格を有し、適切な訓練を受けた専門の操作要員のみが、操作マニュアルに記載の安全対策を厳守して行うこととされています。

2.1.1

お客様は、計器等について適用される法令、規制、規則等（電波法を含みますが、これに限りません。）を遵守するものとします。

2.2

計器等は、非常にリスクが高い応用分野における試験及び計測での使用には向いていません。具体的には、航空機、その他飛行体、人工衛星、船舶の製造及び補修並びに安全性が関係するプラント分野（エネルギー生産等）におけるモニター機器の製造及び補修には特に不向きです。

2.3

計器等をお客様の他の装置又は機器に接続した場合又は第三者のソフトウェアに接続した場合、計器等が正確に機能しなくなる又は同時に機能しなくなり、第三者の生命を脅かし身体又は財産及び資産に深刻な被害をもたらす可能性があります。よって、dSPACE が書面をもって事前に免じた場合を除き、このような接続は、お客様の責任において行われるものとします。

2.4

不適切な使用、操作又はメンテナンスは、生命を脅かし身体に深刻な被害をもたらす、財産及び資産に損害又は滅失を及ぼすおそれがあります。

2.5

計器等の特性及びリスク並びに操作、キャリブレーション及びメンテナンスにおける特別な条件のため、お客様は、dSPACE の書面による事前の同意を得ることなく、購入した計器等を転売することはできません。いかなる場合も、dSPACE は、お客様が dSPACE の同意を得ることなく使用又は転売を目的として計器等を提供した第三者に対し、一切責任を負いません。

3. 見積もり及び契約の成立

dSPACE のカタログ、パンフレット及びインターネットサイトにおいて行われた注文は、申込みとしての拘束力を有する旨の明示の記載又は dSPACE による確認がない限り、申込みの勧誘としてのみ解釈されるものとします。お客様は、dSPACE に対し購入注文書を送ることにより、拘束力を有する申込みを行ったものとみなされます。dSPACE は、その裁量により、申込みを承諾するか否かを決定する権利を有します。

4. 所有権の留保

4.1

dSPACE は、合意された価格及び現行の取引関係から生じるその他の債権の支払が完了するまで、供給するハードウェア製品及びソフトウェア媒体（ソフトウェアについての有体物のコピーや関連する書類を含みますが、これらに限りません。）の所有権並びに供給するソフトウェア製品（上記のハードウェア製品及びソフトウェア媒体と併せ、以下「留保製品」といいます。）の使用権を留保するものとしします。

4.2

お客様は、現行の取引関係から生じた支払債務を負う限り、登記上の住所に変更が生じた場合、直ちに dSPACE に通知するものとしします。

4.3

お客様は、自身の通常の事業過程において、留保製品を設置／インストール又は統合する権利を有します。

4.4

お客様に以下のいずれかの事由が生じた場合、本約款上のお客様の金銭的債務について、お客様は期限の利益を失い、直ちに支払期限が到来するものとしします。

- a) お客様の支払いが遅滞した場合
- b) お客様に対し、破産、民事再生、会社更生、特別清算又は同様の法的清算の申立てがなされた場合（日本国外でなされた場合を含みます。）
- c) お客様が手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- d) お客様が解散の決議をし、又は解散命令を受けた場合
- e) お客様が税金の未納により差押え、仮差押え、仮処分、任意競売又は法的執行を受けた場合
- f) 第 10.1 条各号のいずれかの事由が生じた場合
- g) その他信用を損なう事由が生じた場合

4.5

疑義を避けるため、計器等にかかる知的財産権は、dSPACE の関係会社である独
国法人 dSPACE GmbH 又は dSPACE（以下総称して「ライセンサー」といいます。）又は、場合により、第三者がライセンサーに対し使用許諾したソフトウェアについてさらに使用許諾する権利、又は使用許諾したソフトウェアのコピーを供給する権利を付与している当該第三者に帰属します。

5. 支払

5.1

別途合意する場合を除き、支払は、請求書が発行された月の翌月末日に何らの控除なしに行われるものとしします。

5.2

お客様が以前の納品物にかかる支払を履行していない場合、更なる納品は、前払いがあった場合にのみ行われるものとします。

5.3

お客様が支払を履行しない場合、お客様は、dSPACE に対し、年 14.6%の割合で遅延損害金を支払うものとします。当該支払により、さらなる損害賠償を請求する権利（支払の不履行に起因する回収費用（外部の弁護士の雇用にかかった費用を上限とします。）をお客様に請求する権利を含みますが、これに限りません。）は、排除されません。

5.4

お客様は、裁判所により終局的に決定されている場合又は dSPACE が異議を唱えない場合を除き、いかなる反対請求権ともその債権を相殺することはできません。

6. 納品

6.1

別途書面をもって明示的に合意する場合を除き、納品及びサービス提供の期間及び期限は、変更されることがあります。

6.2

納品及びサービス提供の期間及び期限は、契約締結後 dSPACE にとって制御不能と合理的に考えられる不可抗力事由及び／又は不測の障害が生じた場合（機能停止、ストライキ、ロックアウト、輸送路の混乱を含みますがこれらに限りません。）、かかる障害が納品又はサービスの提供に著しい影響を及ぼすことが証明される限りにおいて、合理的に延長されるものとします（債務不履行の場合を含みます）。

6.3

納品は、dSPACE が供給品を自身のサプライヤーから正しくかつ期限どおりに受領したことを前提になされるものとします。

6.4

お客様にとって客観的かつ明確に経済的価値がないと認められる場合を除き、部分的な納品は、合理的にみて承諾可能な範囲において認められるものとし、dSPACE はお客様に対し、代金請求を個別にできるものとします。

6.5

別途書面による明示的な合意がある場合を除き、供給された dSPACE 製品に対する損害又は滅失の危険は、当該製品が dSPACE の発送物保管場所から出荷された時点でお客様に移転するものとします。

6.6

dSPACE にとって制御不能と合理的に考えられる事由（ストライキ又はロックアウトを含みますがこれらに限りません。）により期限の遵守に影響が生じた場合（以下「混乱」といいます。）、当該期限は、混乱が継続する限り延長されます。dSPACE は、その管理範囲内で生じた混乱の原因及び期限の延長について速やかにお客様に通知するものとします。お客様の支配の範囲で生じた事由により追加の費用が生じた場合、dSPACE は、当該追加費用の支払を請求できるものとします。

7. 保証

7.1 一般規定

dSPACE は、納品された計器等（当該計器等と合わせて提供されたソフトウェアを含みます。）が、危険負担の移転時において品質に瑕疵がないこと、かつ製造仕様書及び本約款第 2 条に記載される本来の用途に関して製造仕様書に記載の特性及び機能を備えていることを表明し保証します。その他の若しくはより進化した特性及び／若しくは機能、又は、当初より記載されている本来の用途を超える用途については、dSPACE が書面をもって明示的に確認した場合に限り、合意されたものとみなされます。

7.2

計器等の品質上の瑕疵又はその権原の瑕疵に基づく保証の請求期限は、12 ヶ月とします。ただし、瑕疵について不正に開示しなかった場合、及び／又は故意若しくは重大な過失が瑕疵の原因であった場合には、法定の時効期間が適用されるものとします。

7.3

計器等について合意済みの品質又は有用性との差異があっても、それがわずかである場合には、お客様は瑕疵として保証を請求することができません。損害賠償請求又は費用の弁済請求には、さらに本約款第 8 条の規定が適用されます。

7.4

瑕疵に対する保証期間は、危険負担の移転時から開始するものとします。ただし、エンジニアリングサービスの場合、履行済みの当該サービスが受け入れられた時点から開始するものとします。

7.5

お客様は、検知された瑕疵に関して、遅滞なく受領した計器等を検査し、その瑕疵を発見したときは、直ちに通知した場合に限り、保証を請求することができます。すぐに発見できない瑕疵が計器等にある場合には、お客様は、計器等の受領から 12 ヶ月以内にその瑕疵を発見して通知した場合に限り、保証を請求するこ

とができます。計器等を生産目的に使用する前に適切な検収検査及び機能テストを行うことは、人命、身体及び健康に対する被害並びに／又は財産及び資産の損害若しくは滅失を防ぐ上で必要不可欠です。

7.6

dSPACE は、その選択により、本約款第 7.2 条に記載する期間内に瑕疵が発見された計器等について、お客様に対し修理（瑕疵の修正）又は交換（代替品の納品）のいずれかを無料で行うものとします。当該瑕疵の修正又は代替品の納品を 2 度試みても最終的に瑕疵が修正されない場合、お客様は、その選択により、値引き又は契約の解除を要求することができるものとします。

7.7

dSPACE は、その裁量により、修理の実施場所を決めるものとします。お客様は、この点について dSPACE と相談するものとします。お客様が最初に dSPACE とのかかる手配を行わない場合、dSPACE は、瑕疵のある計器等を納品した結果お客様が負担した合理的費用をお客様に対し支払うものとします。dSPACE は、支払が合理的でないことを根拠としてかかる支払を拒否することができるものとします。

7.8

瑕疵に基づく保証請求期間の終了後、dSPACE は、納品した計器等の修理費用及び発送費用の両方についてお客様に請求できるものとします。この規定は、お客様が瑕疵についての通知が不当なものであると認識して行った場合又は瑕疵の原因が dSPACE の責任の範囲外にあるかを慎重に確認し通知が不当なものであることを認識すべきであった場合、保証期間の終了前でも適用されます。

7.9

dSPACE は、使用が許諾されたソフトウェア製品が、使用許諾時に有効なソフトウェア製品仕様書又はソフトウェア説明書に記載される機能及び特性に対応することを保証します。

第 7.2 条に記載の保証期間中において、ソフトウェア製品が当該製品仕様書又はソフトウェア説明書に記載される特定の機能及び特性を満たしていない場合、又はソフトウェア媒体に瑕疵があることが証明された場合、dSPACE は、その裁量において、以下のいずれかを行うものとします。

- a) 修理を実施し若しくは当該ソフトウェア製品の契約上の義務を満たす新バージョンを提供することにより当該瑕疵を修正する、又は、
- b) 当該ソフトウェア製品を引き取り、既に支払済みのライセンス料を返金する。

当該ソフトウェア製品が特別仕様の開発品である場合を除き、dSPACE エンドユーザー使用許諾契約（変更を含みます。）が併せて適用されるものとします

(dSPACE のウェブサイト：www.dspace.com/goto?EULA から入手可能です)。

7.10

ソフトウェアのコンポーネントに瑕疵があり、それが権原の瑕疵である場合、dSPACE は、合意するとおり計器等を使用するために必要となるあらゆる使用許諾を取得することにより、追完する権利を留保するものとします。

7.11

請負契約に基づき履行されるエンジニアリングサービスに関して、dSPACE は、部分的プロジェクトが承諾され及び／又は完了となった後、本約款第 7.2 条に規定するエンジニアリングサービスの保証期間内に生じた dSPACE が責任を負うべき瑕疵を無料で修正するものとします。ただし、システムの変更又はリリース変更の場合は除きます。また、別途定められている場合を除き、エンジニアリングサービスについてもこの第 7 条が適用されるものとします。

7.12

お客様は、計器等を不適切に取扱った場合及び／又は本来の用途に反して使用した場合、並びに dSPACE が明示的に許可していない者が計器等のコンポーネントの変更、又は計器等若しくはそのコンポーネントの修理、又は dSPACE が承認していないその他の装置及び／若しくはソフトウェアへの計器等の接続を試みた場合、瑕疵を根拠として保証を請求することはできないものとします。ただし、かかる瑕疵が当該行為によるものでない場合を除きます。

8. 責任

法的根拠いかににかかわらず、dSPACE（その法的代表者人及び代理人を含みます。）に対する損害賠償は、以下の規定に該当する場合にのみ請求することができるものとします。

8.1

dSPACE は、故意の不正行為があった場合又は強行法（製造物責任法を含みますがこれに限りません。）上の責任を負う場合において、dSPACE の責に帰すべき事由により生じた身体及び健康に対する被害又は人命の損失の他、dSPACE が保証した特性が備わっていないことに起因する損害又は損失についてその責任を負うものとします。

8.2

dSPACE はまた、重過失があった場合又は軽過失により契約上の本質的な義務に違反した場合においても責任を負うものとします。契約上の義務は、その履行が契約の適切な履行の前提であり、通常、契約の相手方が当該義務が履行されることが当然のことと期待できるものである場合、本質的であるとみなされるものとします（主要義務とも称されます）。

8.3

過失により財産上の又は金銭上の損害が生じた場合に負う賠償責任の金額は、契約締結時に予見可能であって当該種類の契約において典型的な損害に限定されるものとします。軽過失の場合、dSPACE の賠償責任は、本約款第 8.1 条に定める例外を除き、該当する発注における正味購入金額の 100%相当を上限（ただし、請求 1 件あたり 30,000,000 円を超えません。）とします。

8.4

dSPACE の責に帰すべき事由によりお客様がデータを損失した場合、dSPACE は、上記の項に記載の条件に従い、責任を負うものとします。ただし、その責任範囲は、お客様が定期的かつ適切にデータのバックアップ手順を行っていた場合に生じる典型的な復元費用を上限とします。

8.5

dSPACE は、本約款に定めのあるもの以外の責任は、一切負わないものとします。これは、逸失利益又は予想されていた節減の不達成を含む間接的な二次損害に対して適用されますが、これらに限りません。

9. 輸出規制

9.1

お客様は、本約款に基づく納品物又はサービスに適用される輸出入規制法（米国の輸出入規制法の規定を含みますがこれらに限りません。）を遵守しこれに従うことに責任を負うものとします。

9.2

お客様は、特に、お客様が計器等及び／又はサービスを輸入するために必要となるすべての許可又は承認を取得することに責任を負うものとします。

9.3

dSPACE による契約の履行は、国内の又は国際的な輸出入規制法により制限（禁輸措置その他の制裁を含みますがこれらに限りません。）されないことを条件とします。

9.4

dSPACE が法律の規定に基づき一定の許可又は承認を取得しなくてはならない場合、お客様は、当該取得に必要なあらゆる情報を提供するものとします。お客様は、これに関して dSPACE が負った費用の一切を負担するものとします。

9.5

輸出の検査又は承認手続きにより遅延が生じた場合、当該遅延相当期間に合理的なリードタイムを加えた期間、納期及び納品回数は、延長されるものとします。dSPACE の責任のみではない理由により必要な許可又は承認が保留される場合、

又は該当する納品物又はサービスが承認を受ける要件を満たさない場合、dSPACE は、契約を撤回する権利を有するものとし、お客様は、dSPACE が負担した費用及び経費（必要な場合には案分したものを。）を弁済するものとし、

10. 反社会的勢力の排除

10.1

お客様又はdSPACEが次の事由の一つでも該当する場合は、相手方は、通知催告等何らの手続を要せず、直ちにお客様とdSPACEとの間の契約の全部又は一部を解除することができるものとし、

- a) 自ら又は自らの役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者等（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当する場合
- b) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有する場合
- c) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する場合
- d) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力の威力を利用して認められる関係を有する場合
- e) 反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する場合
- f) 自ら又は第三者を利用して、相手方に暴力的な要求行為を行った場合
- g) 自ら又は第三者を利用して、相手方に法的な責任を超えた不当な要求行為を行った場合
- h) 自ら又は第三者を利用して、相手方との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行った場合
- i) 自ら又は第三者を利用して、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為を行った場合

10.2

お客様又はdSPACEは、第10.1条の規定によるお客様とdSPACEとの間の契約の全部又は一部の解除により、相手方に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとし、

11. 最終条項

11.1

本約款の変更又は追加は、dSPACEにより、民法 548 条の 4 の規定に従い書面に

よりなされ、かつ明示的に示されなくてはなりません。

11.2

上記のいずれかの条項が無効な場合又は無効となる場合でも、その他の条項は、引き続き完全に効力を有するものとします。

11.3

本約款は日本語で作成され、他の言語に翻訳された場合において日本語版と齟齬があるときは、日本語版が優先するものとします。

11.4

上記で別途定める場合を除き、法律上の規制が追加的に適用されます。日本の法令が適用され、国際物品売買契約に関する国連条約(CISG)は適用されないものとします。

11.5

本約款に起因し又は関連して生じた一切の紛争（不法行為に基づく紛争を含みます。）については、別の法域が法的に強制される場合でない限り、東京地方裁判所が専属的裁判管轄権を有するものとします。